

■国の予算案資料より

【事業概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の支援として、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費について補助を行うもの。

【対象経費】

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくための必要な以下の経費。

- 緊急時の職員確保に係る費用
 - ・職員の感染等による人員不足に伴う職員の確保等の費用
- 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用
 - ・消毒・掃除費用等

※感染者の発生や濃厚接触者等への対応が行われる以前に要した経費(あらかじめ購入した衛生用品にかかる経費)は対象外となるため、御注意ください。

■本市における取扱いについて

国の補助要件の見直しに伴い、本市における取扱いについても変更となるため、国の方針を踏まえて後日改めてお知らせいたします。